

中国における民事法の最近の動向

全国人民代表大会常務委員会
法制工作委员会民法室處長

王 勝 明

中国における民事法の最近の動向を紹介する前に、いくつかのことについて説明したいと思います。その第一は、民事法概念です。中国の法学界においては、民事法とは何か、特に民事法の核心である民法とは何かについては、ずっと前から論争してきました。一九八六年に公布された「中華人民共和国民法通則」の第一条においては、「中華人民共和国民法は、平等な主体である市民の間、法人の間、市民と法人との間の財産、人格、身分等の関係を規制する」と定められました。当面、民法の本質は商品関係を規制するものであるとは法学界の多数意見です。この民法の本質に対する認識から考えると、中国では、多分「民商分立」の道を選ばないでしょう。

中国における民事法の最近の動向（五）

う。即ち、もし民法典を作ろうとしても、またそれとは別に商法典を作ることはないと思います。ですから、ここにいう民事法の内容は、一部の商法の内容も含めます。それに、民事法の中に、民事実体法もありますし、民事手続法もあります。従いまして、中国民事法の最近の動向を紹介するにあたりまして、民事訴訟法の内容にも触れます。第二、中国民事法の最近の動向を紹介するとき、学問研究の角度から説明したり司法裁判の角度から説明することもありますが、ここではただ民事立法の角度から説明します。学問研究と司法裁判における新しい動向には触れません。第三、最近の動向というのは、時間的に主に一九八六年の「民法通則」が公布され

た以後の民事立法の動向、特にこの二年間の動向を意味するものです。

一 「民法通則」が公布されて以後、またどんな重要な民法が公布されたか

一九八六年四月に「民法通則」が公布されて以後、全国人民代表大会及びその常務委員会は、またいくつかの民事法ないし民事と関係する法律を作りました。例えば、一九八六年には「外資企業法」と「企業破産法（試行）」、一九八七年には「技術契約法」、一九八八年には「全人民所有制工業企業法」と「中外合作経営企業法」などがあります。特に一九九〇年九月には、「著作権法」が採択されました。今年の四月に「民事訴訟法（試行）」を改正して、正式に「民事訴訟法」を公布しました。

「著作権法」の立法作業は一〇年前に遡ることができまゝ。一九七九年、中国と米国は「中米貿易協定」に調印しました。当該協定において早いうちに著作権法を制定し、コンピュータのソフトウェアにも著作権の保護を与えることが書いてあります。一九八七年下半期に国家版權局が國務院に著作権法の送審稿を提出しました。一九八九年二月、國務院は「著作権法（草案）」を全国人民代表大會常務委員會に提出し、その審議を求めました。

著作権法を起草する過程におきましては、いくつかの問題について、激しく論議されてきました。そこでは主に次の問題がありました。一、著作権法の立法時期ということです。

即ち今著作権法の制定は中国には有利であるかどうか、外国の先端的な科学技術情報の取得を妨げるかどうか、中国の技術の進展と教育の発展に影響を及ぼすかどうかの問題です。

二、法律に禁止された著作物には著作権があるかどうかの問題です。三、著作権保護の客体という問題です。一体どんな著作物が著作権の保護を受けられるか、例えば録音テープと録画テープは著作物になれるかどうか、その製作者には著作権者の地位を与えるかどうかという問題です。四、何が職務上作成する著作物に属するかという問題です。また職務上作成する著作物は異なる事情の下で、誰がその著作権を有するかという問題です。五、放送事業者の放送する番組における報酬支払いの問題です。著作権法が実施される前に放送事業者の放送する番組において報酬を支払うことに関しては、基本的には次のような方法を取ってきました。即ち、他人の未公表の著作物を使って番組を作る場合には、作者及び実演家に報酬を支払います。既に公表された著作物を使用する場合は著作者に報酬を支払わないのです。ところが、著作権法を制定するとき、いかにこの問題を解決するか、今までの

レベルに止めるかあるいは前に向かって進めるか、もし前に向かって進めるなら、どれぐらい進めるかという問題です。六、民間文芸著作物は著作権法の保護する範囲にいれるかどうか、著作権を有すべきかどうかという問題です。

以上の問題について、みな二種類以上の異なる意見があります。それを解決する道を探るに当たりまして、いくつかの構想が出されました。最終的には一九九〇年九月七日の第七期全国人民代表大会常務委員会第十五回会議で採択されまして、今年の六月一日から施行されました。

私は著作権法の制定によって以上の問題を割合にうまく解決できたと思います。多く異なる意見も繰り返し議論される中で統一され、共通の認識を得ました。著作権法に基づいて制定した「著作権法実施条例」は国務院に許可され、今年の六月一日に施行されました。もう一つの関連する法規「コンピュータソフトウェア保護条例(草案)」も、今年の五月二十四日国務院の審議を経て原則的に採択され、最近公布されました。

「民事訴訟法(試行)」が一九八二年三月採択されまして、同年一〇月試行されました。民事訴訟法の改正作業は、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会によって、一九八六年六月から始められたのです。各方面の反応から見れば「民

中国における民事法の最近の動向(王)

事訴訟法(試行)」に規定された基本原則および諸制度は、全体的には通用します。今度の改正の重点は、新しい事情および新しい問題に応じて、新しい規定を盛り込むことにおかれました。民事訴訟法の改正作業は、五年間続きまして、今年の四月九日第七期全国人民代表大会第四回会議で採択され、新民事訴訟法が施行されました。新民事訴訟法は二七〇条からなり、旧民事訴訟法より六五条ふえています。新民事訴訟法は二九章ありまして、旧民事訴訟法より六章増加しています。新民事訴訟法が旧民事訴訟法に対して改正、補充した主な内容は次の通りです。

一、経済改革の要求に適応して、正しく早く経済的紛争を解決して、社会主義商品経済の順調な発展を促進する。この方面の改正量はもつとも多いのです。その代表的な例は新しい内容が三章増加されたことです。即ち第一章の督促手続き、第一八章の公示催告手続き及び第二〇章の企業法人の破産手続きといふところです。二、当事者の訴訟権利を保護し、当事者が容易に訴訟を行うことを可能にするためのものです。

旧民事訴訟法の改正作業中、当事者と弁護士からもつとも改正を求められた点が二つありました。一つは、起訴が困難だということ。もう一つは、時として事件の裁判期間が長すぎるということです。三、裁判の実践に依拠し、立証責任

などの訴訟制度をよりいっそう改善することがめざされました。四、現実の問題に対して、例えば、人民法院の間で管轄権を争うという問題や執行の困難などについて、法律上解決する方法を打ち出しました。五、対外開放に適應し、司法援助を強化することがめざされました。

中国では、法律の概念について、学者の間では、幾つかの解釈が存在します。しかしながら、具体的な法律文獻にある「法律」あるいは「法」という概念については、一般的に広義と狹義の二つの解釈があります。狹義の法律とは、ただ全国人民代表大會及びその常務委員會が公布する法律を指しています。広義の法律とは、狹義的なもののほかにまた二つの部分を含めます。一つは國務院が制定する行政法規です。もう一つは、地方の人民代表大會及びその常務委員會が制定する地方法規です。この数年以来、國務院も民事に関する法規を多く制定しました。主なものとしては、一九八八年制定した「企業法人登記管理条例」、「私営企業暫行条例」、一九九〇年制定した「全人民所有制工業企業請け負い経営暫行条例」、「全人民所有制小型工業企業リース経営暫行条例」、「郷鎮集團所有制企業条例」、「外商投資開發經營土地暫行管理方法」、「城鎮國有土地使用權の讓渡と再讓渡に関する暫行条例」などがあります。國務院の制定した以上の民事に関する規定は、民事関

係を規制し、民事活動を規範化し、また当事者の合法的權益を保護するうえで重要な役割を果たしました。

二 当面、起草中または改正中のいくつかの重要な民事法「經濟契約法」についての改正。「經濟契約法」は一九八一年一二月に採択されまして、一九八二年七月一日に施行されました。「經濟契約法」の改正作業は一九八七年九月から始まりました。調査研究を通じて、先後合わせて六回の改正稿がありました。一九九〇年七月、國務院に「經濟契約法」の改正送審稿が提出されました。しかしながら、多くの方面におきましては、まだ異なる意見が残されております。例えば、法律の規制する範圍について「經濟」の二字を削除して、「契約法」を制定すべきと主張する人もいます。この法律は今まだ改正中なので、多くの問題についてさらに研究する必要があります。

「特許法」と「商標法」についての改正。「商標法」は一九八二年に「特許法」は一九八四年に採択されました。この二つの法律の公布と施行は、知的所有權の保護に大きな役割を果たしました。当面、國務院の關係する部門は、この二つの法律の改正について、積極的に作業しているところです。例えば、「商標法」の改正について、署名商標を保護する規定を入れるべきだと指摘する人もいますし、サービス商標及び集

商標を保護する規定も盛り込むべきだと主張する人もいます。また、商標における不法行為について、もっと具体的な制裁の規定を設けるべきだと要求されています。特許法の改正については、特許権の保護期間を五年から二〇年に延長すべきだという意見がありますし、また特許権の仮保護措置を公開日から計算するのではなく、申請日から計算すべきだという意見もあります。

会社法の起草。会社法を起草する作業は既に何年も経ちました。最初、完全な会社法を作ろうと計画され、そこでは株式会社と有限会社が含まれていました。しかしその後、二つの単行法を作ろうとしました。即ち株式会社条例と有限会社条例です。会社法の制定が強く要求されたのは、ちょうど会社法を整理したときです。会社法をもって会社の行為を規制すべきだと認識されたからです。これは起草作業には有益で、起草作業の進展を促進しました。しかしながら、不適當なところもあります。この不適當というのは、ただ一つの会社法によって流通分野における混乱状況を解決しようとする意図するところにあります。

海商法の起草。海商法の起草作業も何年か経ちました。起草作業は主に交通部によって担当されています。一九八九年八月「海商法（意見徵求稿）」が提出されました。意見徵求稿

は二二章二六八条からなりまして、船舶、運送契約、船舶賃貸、海上事故、海事訴訟等について規定を設けました。

養子縁組法の起草。一九八七年五月、司法部が「縁組暫行条例（草案）」を起草しました。しかし縁組の問題は直接に市民の親属関係の変更、市民の身分権に関わる重要なことなので、のちに「縁組法」に変えました。一九八八年二月「縁組法（意見徵求稿）」を起草しました。一九八九年五月「縁組法（送審稿）」を完成しまして、國務院の審議を求めました。一九九一年五月國務院が認可した後、全国人民代表大會常務委員會の審議に提出されました。一九九一年六月二二日第七期全国人民代表大會常務委員會第二〇回會議で、縁組法の草案について審議する予定です。

三 中国民事法の展望

改革の十年以来、中国の民事立法はかなり進展してきました。民事活動に関する基本的原則と基本的制度がすでに完備されたと言ってもいいでしょう。しかし、今後どうなるでしょうか。立法のスピードは早くなるでしょうか。それとも遅くなるでしょうか。私は、今後の十年間が中国における民事立法の黄金時代だと思います。過去十年の改革は関わる面が広くて各方面の問題に触れましたが、深さが足りませんでした。今後改革の深まりとともに、中国の民事立法においても

一般的な規定からより具体的な規定に転換しなければなりません。法律は想像によるものではなく、法律の基礎は社会実践です。民法の基礎は商品経済の存在と発展です。当面、中国における科学技術の革命、住宅改革、土地使用の改革、物価の改革及び経済分野に出てきた抵当貸借、証券取引、融資貸等々の現象は、伝統的民法の規制する範囲を拡大しました。そして民事主体、客体及び内容の深刻な変化をも引き起こしました。社会生活の中に生じてきた民法に関係する新しい情況と新しい問題、改革開放の要求に適應するために民事立法の歩みを速めなければなりません。

中国国内の一部の人は、中国における民法典を作る条件がすでに到来したと認め、何回も民法典を作ろうという意見を打ち出しました。私は、中国では近いうちに民法典が作られる可能性はないと思います。今後当分の間は、民事立法の形式としては、個別的問題について単行法が制定されていくだろうと思います。